

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

秩父市長 殿 令和〇〇年×月△△日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	※市町村ごとに 異なります						
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										整 理 番 号	1234														
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事										担 連 所 属	人事課人事労務係														
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	←個人番号の記載に 当たっては、左端を 空欄とし右詰めで記載	当 絡 氏 名	特徴 花子									
																				電 話	000-000-0000 内線 ( 1 2 3 )							
給 与 所 得 者	フリガナ	チチブ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
	氏 名	秩父 太郎																										
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日																										
	個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							2	2	2								
	受給者番号	1 2 3 4 5 6																6	8	9	××	1	2	1. 特別徴収継続				
1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1										8	5	8	31	1	3. 普通徴収 (本人納付)												
異動後の 住 所											140,000 円	35,600 円	104,400 円															

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒	所在地	フリガナ	氏名又は名称	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、 9月分で一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円 (6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額 (納入額と同額)	新しい勤務先	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、 原則一括徴収が基本となります。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
--------------	--------	--------------------	---	-----	------	--------	---	--------	---	-------	-----------------------	------------------	-------------

2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9 月 20 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
------------	----	--	--------	----------	---------------------	-----------	--

3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
------------	----	--	---------

御注意  
4 3 2 1  
黒のボールペン又はペンで記載してください。  
「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。  
「給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。  
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、「一括徴収すること」が義務づけられています。